

嘉手納～普天間～岩国～小松～厚木～横田

全国の軍事基地被害者の思いを結ぶ…

# 全国爆音訴訟ニュース

発行：全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 発行日：2014年12月16日

連絡先：〒242-0028 神奈川県大和市桜森フォント1F 第四次厚木爆音訴訟原告団気付

発行責任者：藤田栄治 TEL：046-200-5505 FAX:046-261-5615 E-Mail: wu9m-situ@asahinet.jp

No.1

## 情報交換をより緊密に・信頼と連帯をさらに強めよう 「全国爆音訴訟ニュース」 を発行します

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

代表 藤田 栄治

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議を結成して6年  
を迎えます。

この間、全国原告団は裁判闘争での相互協力や  
情報交換、対政府交渉などの行動を通じ、信頼と  
連帯を深め、その運動も着実に前進させてきました。

今後さらに、緊密な連携を図り運動の前進を期  
すため、全国連絡会のニュースを適宜に発行する  
ことになりました。各地の諸活動の状況をお届け  
したいと思っています。皆さんのご協力をお願い  
します。

### 沖縄県知事選の勝利を 次の闘いに

その創刊号の第一報が沖縄県知事選勝利の朗報  
です。

沖縄県知事選は、辺野古新基地建設を容認した  
現職の知事を大差で破る結果を得ました。この勝  
利により、「新基地計画は絶対に許さない」という  
オール沖縄の総意を国家権力に突きつけたこと  
になり、安倍内閣が強引に推し進めようとしている  
「集団的自衛権の行使」に対しても、大きな打撃を  
与えたことになりました。まさに快挙です。

県知事選を果敢に闘ってきた沖縄原告団の仲間  
の皆さんに心より敬意を表します。しかし闘いは  
これからが本番になります。



11月4日：全国基地連事務局長  
会議に集まった全国の原告団の仲  
間（嘉手納基地訴訟原告団事務所）

全国基地連絡会議は沖縄県知事選勝利を弾みに、  
裁判闘争勝利と合わせ、当面する「辺野古新基地  
建設阻止」と「集団的自衛権粉碎」を大きく掲げ  
総力をあげて闘い抜いていきましょう。

◇第四次厚木爆音訴訟原告団 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

# 5/21 地裁判決(自衛隊機差止勝訴) 11/27 高裁第1回口頭弁論が始まる

## 1. MV-22オスプレイの厚木基地飛来

2014年7月以降、MV-22オスプレイの厚木基地飛来が連続しています。7月15日1機、8月18日4機、さらに10月25日に1機、11月6日に3機が飛来しました。米軍は地元自治体に「東富士・北富士演習場での訓練のため立ち寄る」と通告してきましたが、訓練時間以外は連日連夜、厚木基地に駐機しています。さらに東日本で初めて市街地上空での夜間飛行も行いました。8月18日の飛来後、大和・綾瀬両市長から「飛来は認められない」との抗議が出されました。何ら説明することもなく、10月8日、在日米軍司令官は神奈川県知事との意見交換会で「オスプレイの訓練はすでに常態化しており、いちいち飛来情報を提供するつもりはない」と地元の声を無視し続けています。

私たちはこの間、全国基地連の皆様から様々な情報提供をいただき、監視行動と抗議行動に取り組むとともに、南関東防衛局に対し「オスプレイの飛来中止・飛来情報の開示」を求める抗議・要請行動を行いました。しかし防衛局の回答は「米軍の運用開示は困難もあるが、できるだけ情報を求め開示する」とのあいまいな態度に終始しています。

再三にわたるオスプレイの飛来は、日本全土でオスプレイの飛行訓練を行うため、厚木基地を本土訓練の拠点とするものです。私たちは今後も粘り強く監視・抗議行動を続け、合意違反の飛行事実を指摘し、オスプレイの飛來中止と飛行情報の開示を求めて行きます。

## 2. 第四次厚木爆音訴訟について(控訴理由の要旨)

(1) 民事訴訟による自衛隊機の差止・音量規制請求は適法である。

一審判決は、民事訴訟による自衛隊機の差止・音量規制請求は「不適法である」として却下しましたが、公共施設における周辺住民への被害解消の方途として判例上も民事訴訟が適法と判断されています。自衛隊機の運航による騒音対策として、差止・音量規制は本来国が責任を持って果たすべき責務です。民事訴訟による差止請求は適法であ



2014年5月21日：厚木地裁判決



り、かつ紛争解決手段として適切であるといえます。

(2) 米軍機の差止・音量規制請求(民事・行政訴訟)は、支配の及ばない第三者の行為の差止を請求するものではない。

①一審判決は、米軍機の差止・音量規制請求は、「国に対してその支配の及ばない第三者の行為の差し止めを請求するものであり、主張自体失当」として棄却しましたが、裁判所が国内で発生している騒音被害を違法と認定しながら、被害住民から司法上争う方途を奪い、その救済を放置することは絶対あってはなりません。

②厚木基地は日米地位協定2条4項(b)に基づいて、我が国の管理権の下で米軍に「期間を限って」一時的に使用を認めるという法律関係にあります。どんな政府間合意や協定、閣議決定も上位規範の日米地位協定に違反することはできません。

③防衛大臣は自衛隊法107条5項の規定により、自衛隊機の運航に必然的に伴う周辺住民への影響に配慮して、運航を規制し統轄すべきであること。この防衛大臣の航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するために必要な措置を講じる義務は自衛隊機に限らずその飛行場に離着陸する全ての航空機に対する措置義務であり、防衛大臣の措置義務、及び規制権限は米軍機にも及ぶものであり、米軍機の差止は「支配の及ばない第三者の行為の差止」を請求するものではありません。

(3) 損害賠償を棄却された原告4名の相互保障の適用

①一審判決はフィリピン人原告4名に関し、国家

賠償法6条の相互保障の要件を欠くとして損害賠償請求を棄却しました。国家賠償法6条の相互保障主義は「日本人が外国で損害を受けた場合にその外国相手に損害賠償ができない国の外国人までも日本が賠償の責を負う必要はない」とするが、これは憲法17条（基本的人権）、平等原則、国際協調主義からして合理性がなく違憲の疑いが指摘されています。

②原告はその国籍に問らず、日本で生活する一般市民であり、違法な航空機爆音によって生活を破壊される被害を受けています。この原告の被害救済について、国籍、または本国の法制度により、差異を設けることは何らの合理性もなく、損害賠償請求は認容されなければなりません。（外国籍原告は全体で29名）

(4) 将来請求は認められるべきである。

①一審判決は将来請求について、「請求権の基礎となる事実関係が存在し、継続が予測されることとする要件が満たされていない」として請求権の適格を否定しました。約40年に渡り違法性が継続しているが、H29年頃に米空母艦載機の移駐が予定されており、使用状況に変化が生じる可能性は否定できず、将来請求の要件が満たされると断定することはできないとしました。

②厚木基地における永年の経緯から請求権の適格は認められるべきであり、岩国移駐によっても騒音が減ることはありません。判決は空母艦載機の移駐により騒音状況に変化が生じる可能性があるとしていますが、空母は横須賀を母港とし現在の

訓練空域（三宅島東方会場）に変更はなく、艦載機の整備、燃料補給を厚木で行うことにも変化はありません。

③三次に渡る司法判断において違法性が認められ、損害賠償が命じられてきたにも関わらず約40年にわたり違法行為が継続しており、厚木周辺住民は違法行為の排除を求めて5次、6次と提訴を重ねなければならず、この重い負担をなくすためにも将来請求は認められなければなりません。

### 3. 控訴審の日程

9月26日、第四次厚木爆音訴訟控訴審にむけ進行協議が行われ、裁判期日について、裁判長より以下の通り提審がありました。

◇11月27日 16時 第1回口頭弁論

### 控訴理由に対する反論（原告・被告）

原告意見陳述 2 名

◇1月 8日 10時～18時 現地進行協議  
(租地検証)

2月 5日 15時 第2回口頭弁論

3月19日 10時 第3回 口頭弁論



第三次臺手納米軍基地爆音差止訴訟原告團

証人尋問が進行中～宮森小の墜落事故  
証言に国側反論できず

◇第13回山頭弁論（2014.10/16）から  
証人尋問となりました。1番目に沖縄大学客員教授の小林武先生が、平和的生存権を法廷で約1時間証言を熱く語って頂きました。被告国側は形式的に反対尋問を試みていましたが、全て小林先生から切り替えられ、シュンとなっていました。午後からは2番目の証人として、石川宮森小ジェット機墜落事故の「630会」の豊濱会長が証言をしました。あまりにもむごく、生々しい証言に傍聴席も涙に包まれました。国側もさすがに反論は出来ず、形だけの反対尋問で事実関係を聞くのみ

に止まりました。

◇次回は12月18日で沖国大の前泊博盛先生に日米地位協定問題に関する証言と午後から保育園の真壁先生、嘉手納高校での授業妨害を中心とした証言を知念先生に予定しています。

◇11／16の知事選にむけ、嘉手納爆音原告団はオナガ雄志さんの推薦を決定し、本部・各支部とも全力を挙げ選挙戦を展開中です。全国基地連の皆様のご尽力宜しくお願い申し上げます。

⇒知事選の投票結果は、約10万票の差をつけてオナガ候補が圧勝。（編注）

医学班による健康被害の陳述は

12月より開始

①小松基地訴訟団は、長年の闘いの総括として、コンター（85W・80W/75W・70W/非騒音地区）における住民アンケート（国際基準にのっとった）を医学的な視点で実施し、集約してきた。

これを受けて、2014年12月22日午後1時30分より開かれる第23回公判より、医学班による主張を陳述する予定です。(※医師団による

医学的な視点からの陳述) また、更には学者等による陳述も行う予定です。

これらを1年かけて進めていきたい。

- ②現場検証を行う。
  - ③違憲論の聞い
  - ④原告による陳述

以上の闘いを進めていく方向。約3~4年で結審となる見込みです。

12/3に第6回口頭弁論  
オスプレイの横田飛来と配備にNO！

## 【裁判の現状】

- ・2014年3月に提訴し、本年9月までに第5回期日を終了した。
  - ・次回弁論期日は12月3日。第3回進行協議が12月12日に予定されている。
  - ・原告の陳述書作成がほぼ終了し、2014年12月末までに裁判所に提出の見込み。
  - ・国側からは環境庁方式コンター提出の予告。

#### 【今後の見通し】

- ・危険への接近論に対する反論。
  - ・ビデオ検証、現地検証、原告本人尋問、専門家証人尋問を2015年末頃までに行う予定。

## 【裁判以外の活動】

- ・CV22 オスプレイの横田配備を阻止するために、広範な個人、団体、周辺自治体との共闘。



2014年7月15日：防衛省交渉  
(オスプレイ飛来への抗議)



2014年9月6日：日米  
友好祭時のパラシュート  
による人間降下訓練



2014年7月19日：オスプレイ飛来への抗議集会

11/27に第8回口頭弁論  
オスプレイの横田飛来、人員降下訓練  
の増加など、基地の変容が顕著

## 【裁判の現状】

- ・2012年12月に提訴後、本年11月までに第8回口頭弁論を終了した。
  - ・第9回口頭弁論期日は来年1月29日。同日に進行協議も予定されている。次々回は4月23日。
  - ・原告の陳述書作成はほぼ終了（追加原告はまだ）し、第7回弁論から、まとめ作業の終わった者から提出している。
  - ・本年8月7日に16名の追加提訴を行い、原告数が144名となった。
  - ・国側からは、訴状の反論を中心とした準備書面が、第2回弁論からずっと続いており、原告側弁護団が、毎回、補充の陳述を行っている。

**【今後の見通し】**

  - ・防音工事は有効との国側の主張に対する反論。昼間被害控除論や環境庁方式採用を迫る国側主張への反論もしていくことになる。
  - ・この1年間のうちに、原告本人尋問、現場検証などを行うことになろう。
  - ・健康被害の立証や早朝のエンジン音被害の立証

11/6に第10回口頭弁論  
第二次訴訟では憲法違反の視点で追求

## 1. 第二次提訴にいたる経過

2011年6月、普天間基地オスプレイ配備計画が、国から宜野湾市など関係自治体にファックス1枚の通知で明らかになったことを受けて、第二次普天間爆音訴訟にむけた熊勢が急ピッチで進みました。この年の7月から地域懇談会を公民館ごとに開催し、世界一危険な普天間基地の閉鎖と欠陥機オスプレイ配備を許さない地元の声を結集しました。

2012年3月30日、那覇地裁沖縄支部に第二次  
爆音訴訟を提訴。原告は追加分あわせて3,400余

などについて、原告団が中心になって進めていく。

## 【裁判以外の活動】

- ・MV-22の飛来～訓練やCV22オスプレイの横田配備を阻止するために、様々な活動を展開していく予定。
  - ・パラシュートによる人員降下訓練の増加など、基礎の変容にも注意していきたい。

2014年9月5日：ヘリモードで横田基地への着陸態勢に入るMV-22オスプレイ（瑞穂町上空）。



名です。法廷は2年半が過ぎた2014年11月6日に、第10回口頭弁論があり、2015年半ばごろから証人尋問や現場検証に移っていきます。

## 2. 構造的沖縄差別＝オスプレイ配備反対の取組み

2012年6月「オスプレイ配備反対、普天間閉鎖」の宜野湾市民大会には、5,200名が集いました。9月、オール沖縄の県民大会（宜野湾海浜公園）には、離島の宮古・八重山の集会も含めて10万3千名が参加しました。県民の非暴力直接行動＝座込みによって、9月27-30日には、普天間基地のすべてのゲートが封鎖されました。米軍普天間の基地

機能は完全にストップしました。全ゲート封鎖は、かつてなかったことです。

9月27日は、折も折、普天間第二次訴訟の第1回口頭弁論が開かれ、島田善次団長を筆頭に法廷でオスプレイの配備撤回と普天間の閉鎖を訴える旨頭陳述がありました。

また、2013年1月27-28日には、県民大会の決議を「建白書」（県下全41市町村長・議長・県議会全会派が署名捺印の公文）として取りまとめ、日米両政府に突きつけました。沖縄の不退転の決意です。この集会・デモ、要請の東京行動に対して、右翼はヘイトスピーチを浴びせかけ、その上さらに安倍政権は、沖縄切捨ての「屈辱の日=4・28」を、「日本の独立を祝う日」として「天皇万歳」の式典を強行したのでした。そして、8月のオスプレイ追加配備です。

こうした経緯から、沖縄は保革対立をこえて、日米の軍事植民地支配に抗する沖縄アイデンティティー=自己決定権を主張するところに到達しています。世界中の識者・文化人が沖縄の平和を求める声に賛同し、「人権・環境・平和・尊厳」のコンセプトで「辺野古断念・普天間閉鎖」の声明を出して、沖縄のおかれた状況を世界中に訴えています。今年8月23日にはキャンプシュワープ前を埋め尽くす3,600名、9月20日には辺野古の浜にあらゆる世代の県民5,500名が結集し、新基地建設反対を訴えました。

### 3. 第二次普天間爆音訴訟の特徴は憲法訴訟

違法な爆音が繰り返されているにもかかわらず、

# 12/19 に第 29 回口頭弁論 ～来年 2/5 に地裁最終弁論予定

## 1. 岩国基地爆音訴訟について

岩国では、2009年3月23日にはじめての爆音訴訟を提訴しました。追加提訴もあわせた原告数は654名です。岩国基地を離着陸する軍用機の飛行差止と違法な爆音に対する損害賠償請求のほかに米軍再編に伴う厚木からの空母艦載機部隊、普天間からの空中給油機部隊の移駐差止も請求しています。2012年8月にはオスプレイの飛行差止訴訟も提起しています（現在、岩国爆音訴訟と併合審議）。

## 2. これまでの経緯

2014年11月27日に第28回日頭弁論が

司法がこれを除去できない"不条理な事態"を開けるためには改めて、日本国憲法の原点に立ち返ることです。憲法は、人間の尊厳を基礎として、基本的人権の保障を至上の価値とし目的としているからです。

米軍機の爆音は、付近住民の人格権を侵害し、生活を破壊しています。人格権だけでなく、環境権・平和的生存権も侵害されています。憲法は、基本的人権を保障するために「裁判を受ける権利」を国民・市民に保障しています。

ところが、米軍機の違法な爆音が横行しているにもかかわらず、被害者である付近住民は、加害者である米軍（米国）を被告にして、違法な爆音の差止めを求めて裁判を起こすことができません。これは明らかに、憲法に違反する状態です。

このような違憲状態を生じさせた大きな原因是、現在の日米地位協定の中に、我が国が米軍の違法な活動を規制する法的仕組みが築かれていないからです。そのため司法の場で、「第三者行為論」が闇歩しています。しかし、違法な活動を行う米軍（米国）に対して、人格権等を守るために裁判を起こせないような状態は、明らかに憲法の基本的人権保障に違反しており、このような違憲状態の下で普天間基地を提供することは憲法に反し許されないものです。

「私たちは今、口米山政府間の普天間基地提供合意は、違憲無効だという主張を掲げて争っています。」不条理な事態を訴え、憲法を根拠に世論で司法を包囲し、勝利までがんばりましょう。

行われました。来る12月19日に第29回口頭弁論、2015年2月5日に第30回口頭弁論が予定されており、裁判所は2月5日の口頭弁論で結審を予定しています。

2013年3月7日の第22回口頭弁論から7月11日の第24回口頭弁論において10人の原告本人尋問が行われました。同年10月24日の第25回口頭弁論において、原告側の申請として岩国基地形成史（証人：宮田伊津美さん）と米軍における岩国基地の役割の変遷についての証人尋問（証人：湯浅一郎さん）が行われました。特に、沖合移設事業が当初から「騒音と墜落の軽減」で

ではなく、軍港を手に入れるためのものであり、岩国市民が何度も国にだまされてきた経緯や米軍再編に伴う厚木からの空母艦載機部隊移駐後について国が作成した騒音予測センターのまやかしも明らかにされました。

2014年3月7日の第26回口頭弁論では、原告側の申請として、普天間飛行場における空中給油機とオスプレイの飛行状況についての証人尋問（証人：伊波洋一さん）が行われました。普天間飛行場においてもオスプレイは米軍が示した飛行コースどおりに飛行していない実態が明らかにされました。また、当時は「沖縄の負担軽減」という名目で普天間からの空中給油機部隊の先行移駐が計画されていましたが、実際には普天間基地周辺でオスプレイの旋回訓練を行うために飛行コースが重なっている空中給油機を岩国に押し付けるだけで、実際に空中給油機の飛行コースでオスプレイが旋回訓練を行ったところ、吐き気、嘔吐などの甚大な被害がもたらされた実例が明らかにされました。

2014年5月15日に非公開で現地進行協議が行われました。1日に126回の飛行が確認され、滑走路北端脇では、100dBを超えるFA-18の4機編隊が2回飛行し、最高値113dBの爆音を裁判所に体感してもらいました。また、被告が測定を求めるセンターW値75の境界線ぎりぎりの小学校の屋上で、82dBの騒音が測定され、市街地上空も飛行していることが体感され、国が示した沖合移設後の標準飛行コースどおりに飛んでおらず、沖合移設後の騒音予測センターは騒音被害の実態を反映していないことが明らかになりました。

11月27日に行われた第28回口頭弁論においては、原告側申請として、厚木基地における空母艦載機部隊などの飛行状況について証人尋問（証人：金子豊貴男さん）が行われました。厚木での艦載機部隊の飛行と爆音被害の実態、2006年に国が岩国市などに示した艦載機の移駐後の騒音予測センター図は、厚木での飛行実態を反映していないこと、岩国への移駐と言っても、艦載機のねぐらを岩国にするだけで訓練は厚木で行われる計画なので、厚木が静かになるわけではなく、厚木と岩国と両方がうるさくなるだけであることが指摘され、「爆音のたらいまわしではなく、飛行差止を認めるべきである」と証言されました。

### 3. 岩国爆音訴訟の争点

岩国爆音訴訟の特徴としては、沖合移設事業に伴い滑走路が1Km沖合に移設され、2010年5月31日から運用が開始されたことを受け、沖合移設後の騒音被害をどのように評価するかという課題があります。

沖合移設事業について、国は「全国でも初めて根本的な音源対策を行った」として、平成2年に行われた騒音調査（予測計算方式）に基づくセンターを環境庁方式に置き換えた上ほぼ1Km沖合にずらし、しかも、そこから昼間騒音を控除して見ると、「岩国市民の誰も爆音にさらされていない」というとんでもない主張をしています。

しかし、実際には1Km沖合に移設したことによって、これまでにはなかった編隊飛行や北から南への離着陸などこれまでにはない飛行形態がとられており、原告をはじめとする岩国市民は「静かになると期待していたのに、ぜんぜん静かにならない」と新たな爆音被害に曝されるようになりました。

また、国が証拠として提出した沖合移設後の予測センターでは、市街地上空飛行は想定されていませんが、実際には市街地上空の飛行が確認されており、騒音予測センターは原告をはじめとする岩国基地周辺住民がさらされている爆音被害を反映していません。

しかも、防音工事については、国は防音工事の原資料を廃棄しており、残されたデータを頼りにあいまいな主張・証拠しか示せておらず、原告側は、これらについて信用できないとして争っています。

### 4. おわりに

岩国でも、岩国基地を離着陸する軍用機がもたらす爆音が違法なものであることについて、裁判所に適正な判断をさせなければならないと思っています。厚木に続いて結審を迎えようとしていますが、これまで全国の爆音訴訟が切り開いてくださった成果を後退させず、一步でも前進させるために、最後の最後まで裁判所に岩国における違法な爆音被害を訴えていきたいと思います。今後とも全国からのご支援をお願いいたします。



# 全国基地爆音訴訟連絡会・ 沖縄支援行動（11/5）



滑走路建設が強行されようとしている辺野古崎を、大浦湾を隔てた瀬高地地区から臨む



キャンプシュワーブゲート前の座り込みやデモに参加



【編集後記】▶諸事情で発行が大幅に遅れました。そのため、最新情報が落ちているかもしれません。▶全国基地爆音訴訟原告団に結集している各原告団にはpdfファイルで添付で配信します。それぞれの原告団でご活用いただければと思います。▶次回発行は2014年度末を目指します。▶選挙結果が気になるが。